

科目区分：教科及び教科の指導法に関する科目（中学校）

授業科目：消費生活論

消費者市民社会の構築に向けた消費者教育のあり方

家政教育講座・竹下浩子

## 1. 授業の概要

(1) シラバスに掲げられた授業の目的、到達目標、関連するディプロマ・ポリシー(DP)は、以下の通りである。

### 【目的】

消費者問題と基本的な消費者法，消費者市民社会の理念を理解し，消費者の自覚を持ち，社会形成に参画する態度を身につける。

### 【授業の到達目標】

- 1) 消費者市民社会について理解できる。
- 2) 消費者問題と基本的な消費者法，消費者教育の意義が説明できる。
- 3) 消費者の権利と責任を理解し，自立した消費者について自分の考えを持ち，論述できる。
- 4) 消費者教育に使用される教材を知り，授業で活用できる。
- 5) 「持続可能な消費」の具体例を取り上げ，環境や社会に配慮した生活の提案を行うことができる。

### 【ディプロマ・ポリシー】

- ・ 教育と教職に関する確かな知識と，得意とする分野の専門的知識を修得している。（知識・理解）
- ・ 教育活動に取り組むための十分な技能を身につけている。（技能）
- ・ 教育現場で生じているさまざまな現代的諸課題について，専門的な知見をもとに，その対応方策を理論に基づいて総合的に考え，その過程や結果を適切に表現することができる。（思考・判断・表現）

### 【愛媛大学学生として期待される能力】

- ・ 必要な情報を収集・整理できる。
- ・ 習得した知識や技能を基に自分の考えを組み立て，適切に表現（記述・口述）できる。
- ・ 広い視野と論理的思考に基づき分析・解釈できる。
- ・ 様々な状況に応じて適切な対話・討論ができる。
- ・ 集団・組織の一員として自覚と誇りをもって行動できる。
- ・ 地域や国内外の課題を自ら考察し，解決に向けて行動できる

## (2) 授業の内容の概要

授業は，各テーマについて発表者の発表を聞いた後，現代の消費者問題や消費者の権利と責任，消費者教育について討論を行う。また，消費者市民社会の確立に向けて，持続可能な消費の提案にかんするプレゼンテーションを行う。

- ① ガイダンス，消費者市民社会，消費者教育
- ② 「消費者市民」をめぐる国際的潮流
- ③ 日本の消費者市民社会
- ④ 消費と環境
- ⑤ 消費者市民教育の構図
- ⑥ 消費者教育における教材の活用
- ⑦ 消費者市民社会における消費者行政
- ⑧ 消費者を主役とした地方消費者行政の機能と役割
- ⑨ 企業広告と影響力
- ⑩ 消費者の権利と責任
- ⑪ 食料消費と食育
- ⑫ 消費生活における商品・サービスの安

全性と安心

- ⑬ 子どもを抱えた家計の実態と課題
- ⑭ デジタル環境が変える若者の消費者行動と対策
- ⑮ 持続可能な消費の提案

## 2. 授業評価・授業研究

### (1) 学部 DP との対応

受講生 7 名から回答があり、下記のような結果であった。本授業の DP である DP1 が対応していた（とてもそう思う+ある程度そう思う）とする学生は全員であった。学部 DP に対応した授業内容であったといえる。また、その他の DP についても全員の学生が（とてもそう思う+ある程度そう思う）と回答していた。

DP1 知識・理解：教育と教職に関する確かな知識と、得意とする分野の専門的知識を修得している。

- ・とてもそう思う 3 人
- ・ある程度そう思う 4 人
- ・あまりそう思わない 0 人
- ・DP と無関係 0 人

DP2 技能：教育活動に取り組むための十分な技能を身につけている。

- ・とてもそう思う 3 人
- ・ある程度そう思う 4 人
- ・あまりそう思わない 0 人
- ・DP と無関係 0 人

DP3 思考・判断・表現：教育現場で生じているさまざまな現代的諸課題について、専門的な知見をもとに、その対応方策を理論に基づいて総合的に考え、その過程や結果を適切に表現することができる。

- ・とてもそう思う 3 人
- ・ある程度そう思う 4 人
- ・あまりそう思わない 0 人
- ・DP と無関係 0 人

DP4 興味・関心・意欲、態度：教師として

の使命感や責任感を持ち、自己の課題を明確にして理論と実践とを結びつけた主体的な学習ができ、自主的に社会に貢献しようとする。

- ・とてもそう思う 4 人
- ・ある程度そう思う 3 人
- ・あまりそう思わない 0 人
- ・DP と無関係 0 人

この授業で出された課題や予習・復習のために、授業時間外に費やした学習時間は、一週間に 1 時間から 2 時間程度で、この授業を受けて、自分で自発的に読んだ本や論文の数は、ほとんどが 0 冊で、読んだと答えた学生は、1 名しかいなかった。

### (2) 消費者教育の論理的思考力の評価

初回の授業で、消費者教育の意義について受講生に尋ねたところ、トラブルに巻き込む被害者、反対にトラブルに人を巻き込む加害者にならないようにするためという意見や、キャッシュレス化の中でトラブルに巻き込まれないようにするためとする、狭い意味で捉えた消費者教育の意義を挙げる者が多かった。しかし、15 回の授業を通して、自己の利益だけを求めるのではなく、消費行動が及ぼす影響について自覚し、社会の一員として責任ある行動をとれるようにする必要性を意義として挙げ、消費者市民社会について理解している学生は以前より多くなった。

2022 年 4 月に施行される成年年齢引き下げにより、18 歳の高校生に対する消費者教育は、この数年、高等学校を中心に盛んに行われている。しかし、その中身は、依然として消費者問題を中心に被害防止に向けた教育に留まっている。この授業を通して、消費者の権利と責任について、具体的な生活事例をもとに、脆弱な消費者の視点を持った消費者教育の必要性について、今後も学生と共に考えていきたい。